

### 今定例会で可決した意見書(全文)

今定例会で可決した意見書は次のとおりです。意見書は関係機関に提出しました。

#### 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

11月17日に内閣府が発表した2014年7-9月期のGDP速報値は、2四半期連続のマイナス成長を記録し、景気の先行きに懸念が強まっている。消費税増税後の個人消費の低迷、急激な円安による原材料や燃料費の高騰が進み、小規模事業者を取り巻く環境は、たいへん厳しい状況にある。

こうした中、東京都が継続実施している「小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置」「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置」及び「商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ措置」は、区民の過重な税負担を緩和し、厳しい経営環境にある小規模事業者にとっても、事業の継続や経営の健全化への大きな支えとなっている。

東京都がこれらの軽減措置を廃止すれば、区民や区内小規模事業者の経済的・心理的負担は極めて大きく、景気に与える影響が強く危惧される。

よって、足立区議会は東京都に対し、下記事項について平成27年度以降も継続するよう強く求めるものである。

1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置

#### 減措置

2 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税を2割減額する減免措置

3 商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

(東京都知事あて)

#### アスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書

アスベストの大量使用による健康被害は多くの国民に広がっている。

我が国では、建築基準法などで、不燃化、耐火工法として、アスベストの使用を進めたため、建設業従事者に被害者が多いことが特徴となっている。特に、建設業従事者は、重層下請構造の下、多くの現場に従事していることから、労働災害の認定も困難が伴う。

アスベスト被害者の多くは、肺がんや中皮腫などの重篤な病に罹患しており、被害者の一刻も早い救済が求められている。

また、現在でも建物の改修や解体に伴うアスベストの飛散が起っており、建設業従事者だけではなく新たなアスベスト被害者が生まれる恐れもある。東日本大震災で発生した大量のガレキ処理での被害の拡大も懸念されている。

よって、足立区議会は、政府に対し、アスベスト被害者と遺族が生活できる補償の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとり、アスベスト問題を早期に解決するよう強く

求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

(内閣総理大臣、厚生労働大臣あて)

#### ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国におけるウイルス性肝炎患者は350万人以上いると推定されている。国は一定の抗ウイルス療法について、国と自治体の予算に基づく医療費助成を実施している。

現行の医療費助成の対象は、インターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療など一定の抗ウイルス療法に限定されており、これら治療法に該当しない助成対象外の患者が多数いる。特に、肝硬変・肝がん患者は、入院・手術費用等の医療費が非常に高額になるだけでなく就労不能等により生活困難にも直面している。

さらに、身体障害者福祉法の肝疾患に係る障害認定は、医学上の認定基準が極めて厳しいため、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないと指摘が多くなされている。

よって、足立区議会は政府に対し、深刻な実態にあるウイルス性肝硬変・肝がん患者を救済するために、下記の事項の実現を強く求めるものである。

1 ウイルス性肝硬変・肝がんにかかる医療費助成制度を創設すること。

2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による障害認定基準を緩和し、患者の実態に応じた

認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

(内閣総理大臣、厚生労働大臣あて)

#### 「(仮称)手話言語法」の制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語いや文法体系を持つ言語である。手話を使う聴覚障がい者にとって、コミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、法的に言語として認められなかったため、社会では手話を使うことで差別的な扱いがされてきた長い歴史がある。

平成18年に採択された国連の障害者権利条約において、「手話は言語」であることが世界的に認められた。

日本では、障害者権利条約の批准に向け、政府が法整備を進め、平成23年に改正された障害者基本法第3条で「全て障がい者は、可能な限り、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では、意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策の実施を国・地方公共団体に対して義務づけており、手話によって情報を取得する機会の確保やその拡大を図ることが求められている。

よって、足立区議会は国会及び政府に対し、手話が音声言語と同等な言語であることを国民に広め、手話による情報提供やコミュニケーションが保障され、

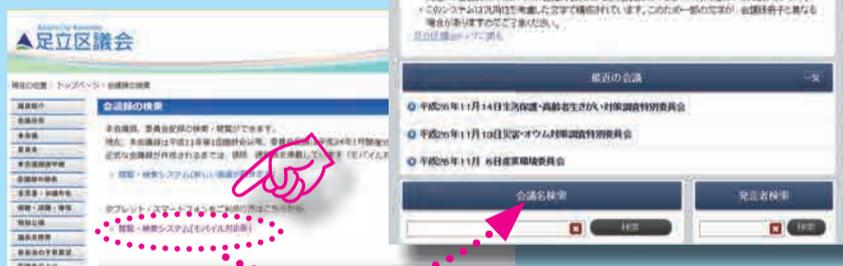
さらには手話を言語として普及研究することのできる環境整備を目的とした、「(仮称)手話言語法」を制定するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣あて)

【いずれも12月22日議決】

会議録検索システムにタブレットやスマートフォンなどのモバイル対応版ができました。



### 足立区議会 ホームページのご案内



委員会資料を公開しています。各委員会の「会議次第」から、ご覧ください。

- ※冊子等、電子化が困難なものは含まれません。
- また、請願・陳情については、新規付託時のみ掲載します。
- ※会議終了後、資料の準備が整い次第掲載します。



会議録が出来上がるまでの間、会議録速報版を公開しています。

- ※速報版の掲載まで約1か月かかります。
- ※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、内容は修正されることがあります。
- ※モバイル版には対応していません。